



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月19日（金） 第9885号

目次

ページ

規 則

- 群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務課） 2
- 群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課） 2
- 群馬県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産課） 2
- 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課） 2
- 群馬県都市緑地法施行細則の一部を改正する規則（都市計画課） 4

告 示

- 森林病害虫等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課） 5
- 保安林予定森林（森林保全課） 5
- 道路の区域変更（道路管理課） 6
- 道路の供用開始（同） 6
- 同 7

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課） 7
- 同 8
- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） 8
- 開発工事の完了（建築課） 8

選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 9
- 政治団体の名称等 9
- 政治団体の異動事項 9
- 政治団体の解散届出 11

企業管理規程

- 群馬県水道用水供給規程の一部を改正する規程（水道課） 12

正 誤

- 平成30年9月21日群馬県選挙管理委員会告示第61号（選挙管理委員会） 13

規則

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十三号

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成十六年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「丑」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十四号

群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則(平成二十五年群馬県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項下欄を次のように改める。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年群馬県規則第六十五号)第十六条の規定による届出に関する事務であつて、届出の受理又はその届出に係る事実についての審査(当該届出をすべき者が当該届出を行っていない場合にあつては、修学生若しくは修学資金の貸与を受けた者又はこれらの者の保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認)
--

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十五号

群馬県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

群馬県養蜂振興法施行細則(昭和三十九年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「甲」を「ア」に改め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

別記様式第二号別紙以外の部分中「甲」を「ア」に、「甲」を「ア」に、「甲」を「ア」に改め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、同様式別紙中「甲」を「ア」に改め、注を削る。

別記様式第三号中「甲」を「ア」に、「甲」を「ア」に、「甲」を「ア」に改め、注を削る。

1 汚穢の除去は、消毒薬を回数を減らすこと。
2 氏名を記載する欄においては、押印を省略することができる。」を「1 汚穢の除去は、消毒薬を回数を減らすこと。」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十六号

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「授業料」を「入校料、授業料」に改め、「減免」の下に「及び徴収猶予」を加え、同条各号列記以外の部分中「授業料」を「入校料、授業料」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「授業料」を「入校料、授業料」に改め、同条第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同条を同条第二号とする。

第二十六条中「第十八条第三号」を「第十八条第二号」に改める。

別表第一中「生産技術科」を「機械技術科」に、「テクニカル金属科」を「溶接技術科」に改める。

別表第二中「メタル技術科」を「溶接エキスパート科」に、

「短期課程 施設内訓練」を「」に改める。

別表第三中「機械システム科」を「機械技術科」に、「電気システム科」を「電気技術科」に、「溶接クラフト科」を「溶接技術科」に改める。

別表第六生産技術科の項中「生産技術科」を「機械技術科(前橋産業技術専門校)」に、「メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守における」を「機械加工における」に、「メカトロニクス工学概論」を「機械工学概論」に、「制御工学概論」を「電気工学概論」に、「生産工学概論」を「NC加工概論」に、「材料力学」を「生産工学概論」に、「電気工学」を「材料力学」に、「電子工学」を「材料」に、「情報通信工学」を「製図」に、「材料力学」を「機械工作法」に、「応用数学」を「測定法」に、「⑩ 測定法及び試験法」を「⑩ 安全衛生」に、「測定基本実習」を「コンピュータ操作基本実習」に、「機械操作及び工作基本実習」を「製図基本実習」に、「コンピュータ操作基本実習」を「安全衛生作業法」に改め、④ 製図基本実習 ⑤ 電気・安全衛生

本実習 電子回路組立基本実習 を削り、「六〇〇」を「二九〇」に、「三二〇」を「一一二」生作業法

○に、「メカトロニクス機器工作用機械類制御用機器類」を「精密加工用工作機械類」に、「メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守並びに制御プログラムの開発」を「汎用工作機械及びNC工作機械による加工、CAD/CAMによる設計及び製造並びに組立」に、「機械設計」を「応用材料力学」に、「制御機器ソフトウェア」を「機械加工法」に、「機械工作法」を「金型工作法」に、「電気及び電子工作法」を「金属加工法」に、「⑤ メカトロニクス機器組立法」を ⑤ 制御工学 ⑥ 機械設計・製図 ⑦ 機械保全法

図に、「制御プログラム作成実習」を「測定実習」に、「メカトロニクス機器組立実習」を「NC加工実習」に、「③ 操作及び保守実習」を ③ 機械工作実習 ④ 制御機器組立実習 ⑤ 機械設計・製図実習 ⑥ 機械保全実習

習に、「二五〇」を「四四〇」に、「四五〇」を「八五〇」に改め、同表電気技術科の項中「電気技術科」の下に「(前橋産業技術専門校)」を加え、同表テクニカル

金属科の項中「テクニカル金属科」を「溶接技術科(前橋産業技術専門校)」に、「プレス用機械類」を「溶接用機械類」に、「プレス加工機、せん断用機械、曲げ機切断用機械類」を「溶接用機械類」に、「板金用機械類」

板金及び自動化装置の操作及び調整並びに板金工作及び溶接加工」を「各種溶接機、加工機器、溶接ロボット等による溶接施工及び簡単な溶接検査」に、「板金工作法」を「特殊溶接法」に、「③ プレス加工法」を「③ 試験法及び検査法」に、「板金工作実習」を「特殊溶接実習」に、「プレス加工実習」を「溶接ロボットティーチング実習」に、「二二〇」を「三二〇」に改め、同表機械技術科の項中「メタル技術科」を「溶接エキスパート科」に改め、同表機械技術科の項中「機械技術科」の下に「(高崎産業技術専門校)」を加え、同表住まいづくり科の項を次のように改める。

住まいづくり科	中小規模建築物における建築一般、設計製図、施工管理及び建築基礎的な技能に関する知識	Ⅰ 系基礎 1 学科 ① 建築概論 ② 構造力学概論 ③ 建築計画概論 ④ 建築生産概論 ⑤ 建築設備 ⑥ 測量 ⑦ 建築製図 ⑧ 安全衛生 ⑨ 関係法規 ⑩ 実技 ① 機械操作基本実習 ② 測量基本実習 ③ 安全衛生作業法	Ⅱ 専攻 1 学科 ① 木質構造 ② 材料 ③ 規格外 ④ 工作法 ⑤ 木造建築施工 ⑥ 仕様及び積算法	二五〇	一五〇	総時間 二、八〇〇	建物その他の工作物 教室実習場 木工用機械類 測量用機器類 器具類 計測器具類 製図器具及び製図用器具類 教材類
---------	---	--	---	-----	-----	--------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第66号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和3年3月19日

群馬県知事 山 本 一 太

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 令和3年4月8日から同年5月27日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第67号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林に指定する予定である。

令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡上野村大字乙父字小具崎平1013、1016の1、甲2035、乙2035、2037
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	299号	多野郡上野村大字檜原字堂所3062番の1地先から同郡同村大字同字同1428番の1地先まで	前	9.0～21.0 10.0～53.4	249.0 211.0
			後	10.0～53.4	211.0

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	一ノ宮妙義線	富岡市妙義町下高田字本村455番の1地先から同市同字同453番地先まで	令和3年3月31日
	下仁田安中倉 渕線	富岡市蚊沼字堂山877番の3地先から同市同字嶋502番の1地先まで	
		富岡市上丹生字五分一2442番の13地先から同市同字千足2375番の1地先まで	

◎群馬県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	南新井前橋線	北群馬郡榛東村大字新井字下新井3195番の4地先から同郡吉岡町大字陣馬字下陣馬315番の4地先まで	令和3年3月22日 午後3時

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一太

- 1 申請のあった年月日 令和3年3月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアサポート・愛
- 3 代表者の氏名 駒井實
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市宿大類町921番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者をはじめとしたケアを必要とする人々の生活環境の向上に貢献するための相談、支援等の事業を行い、もって関連する人々の生活の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年3月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぐんま福祉研究会
- 3 代表者の氏名 進藤保
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市日乃出町703番地5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者などの福祉施設において慰問に関する事業を行い、また自立支援事業の活動を通じて、ともに楽しみ、より生きがいを見出し、さらに社会福祉全般にわたり現状分析を行いながら、広く社会の公益・地方文化の向上に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、安中都市計画下水道（安中公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 安中都市計画下水道 安中公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年3月3日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水道環境課及び安中市上下水道部下水道課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年3月19日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字与六分134	甘楽郡下仁田町大字青倉519番地 社会福祉法人青倉会 理事長 石井晃英
2	邑楽郡大泉町仙石一丁目95-1	埼玉県行田市持田三丁目2番17号 株式会社ファイブイズホーム 代表取締役 細井保雄
3	邑楽郡板倉町大字西岡字中岡1400-3、1400-4、1401-1、1401-5、1401-	邑楽郡板倉町大字西岡1401番地 川邊政雄

	6	
4	渋川市白井字北中道2351-1、2352-1、2353、2354、2355	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 株式会社ニトリ 代表取締役 武田政則

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「同 熊野町38」を「同 熊野町38-81」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年3月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
安中一伸会	相川重幸	川田隆司	安中市古屋2-1
	令和3年2月1日		
川田たかし後援会	萩本久次	堀越幸治	邑楽郡大泉町寄木戸1503-2
	令和3年2月22日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年3月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党伊勢崎支部	会計責任者の氏名	柳井正臣	原敬一	令和3年2月3日
自由民主党群馬県ちんたい支部	主たる事務所の所在地	高崎市羅漢町37	高崎市通町76	令和3年2月1日
立憲民主党群馬県第2区総支部	主たる事務所の所在地	伊勢崎市鹿島町327-1	伊勢崎市宮子町3410-3	令和3年2月17日
	会計責任者の氏名	唐澤武臣	堀越裕子	令和3年2月17日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県民社協会	代表者の氏名	井田泰彦	細野勝昭	令和3年1月16日
群馬分権自治フォーラム	会計責任者の氏名	青木雄次	黒沢孝行	令和3年2月11日
政経懇和会	政治団体の名称	政経懇和会	真和会	令和3年2月12日
	主たる事務所の所在地	前橋市石倉町5-9-16	前橋市富士見町皆沢96-29	令和3年2月12日
	代表者の氏名	青木悟	田中努	令和3年2月12日
	会計責任者の氏名	田中努	内田博師	令和3年2月12日
全日本不動産政治連盟群馬県本部	会計責任者の氏名	福島敬之	福島敬之	平成30年3月14日
田中猛夫後援会	会計責任者の氏名	青木清	小林俊幸	令和3年2月19日
豊嶋孝男後援会	主たる事務所の所在地	前橋市苗ヶ島町1118	前橋市柏倉町2643-1	令和3年2月14日
萩原睦男後援会	会計責任者の氏名	萩原幸枝	市村仁	令和3年2月26日

◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年3月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
金谷勝美後援会	川島信司	令和3年1月31日

■ 企業管理規程

群馬県水道用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和三年三月十九日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第三号

群馬県水道用水供給規程の一部を改正する規程

群馬県水道用水供給規程(昭和五十八年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「五」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

■ 正 誤

○選挙管理委員会告示正誤

平成30年9月21日群馬県選挙管理委員会告示第61号(政治団体の名称等)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9636号	7	28	真庭恒	眞庭恒

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111